

議案第14号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

個人番号を利用することができる事務に、住登外者宛名番号管理機能を用いた住登外者の情報の管理に関する事務を追加するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の17の2の項の次に次のように加える。

17の3 区長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（葛飾区の住民基本台帳に記録されていない者であって、葛飾区民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を識別するための番号を付し、当該者の情報を管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

別表第1に次のように加える。

19 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
----------	--

別表第2の1の項中「又は」を「、」に改め、「同じ。）」の次に「又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加え、同表1の2の項から12の項まで、14の項から15の項まで及び17の項から20の項までの規定中「又は被害者等支援関係情報」を「、被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表21の項中「又は被害者等支援関係情報」を「、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関

係情報、被害者等支援関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表21の2の項から24の項まで及び25の項から28の2の2の項までの規定中「又は被害者等支援関係情報」を「、被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表28の3の項及び28の4の項中「住民票関係情報」の次に「、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報」を加え、「又は被害者等支援関係情報」を「、被害者等支援関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表29の項から36の項までの規定中「又は被害者等支援関係情報」を「、被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表37の項中「又は被害者等支援関係情報」を「、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、被害者等支援関係情報、児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表37の2の項から40の2の項まで及び42の項から47の2の項までの規定中「又は被害者等支援関係情報」を「、被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報」に改める。

別表第3の1の項から3の項までの規定中「情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表4の項及び5の項中「又は被害者等支援関係情報」を「、被害者等支援関係情報又は住登外者宛名情報」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。